

雇児発0329第14号
平成24年3月29日

都道府県知事
各指定都市市長殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童福祉法施行規則及び里親が行う養育に関する最低基準の一部を
改正する省令の施行について

「児童福祉法施行規則及び里親が行う養育に関する最低基準の一部を改正する省令」
(平成24年厚生労働省令第49号。以下「改正省令」という。)が平成24年3月
29日に別添のとおり公布されたところである。

今般の小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に係る改正は、昨年7月に
とりまとめられた「社会的養護の課題と将来像」(児童養護施設等の社会的養護の課
題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ)
に基づき、「里親及びファミリーホーム養育指針」を定めることに併せ、省令上も制
度が目指す家庭養護の理念をより明確にするため所要の改正を行うものである。

また、児童相談所の所長の資格要件に係る改正については、「義務付け・枠付けの
更なる見直しについて」(平成23年11月29日閣議決定)において、「児童相談所の所
長の資格は対象を追加する方向で今年度中に見直しを行う」こととされたことを踏ま
え、所要の改正を行うものである。

改正の内容等については下記のとおりであるので、御了知の上、その的確な運用に
ついてお願いします。

記

第1 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。)
の一部改正(改正省令第1条関係)

1 小規模住居型児童養育事業の理念の明確化

- (1) 小規模住居型児童養育事業における養育について、児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う「家庭養護」として行われるという理念が明確になるよう、養育の目的の規定において、委託児童が養育者の家庭を構成する一員として養育される旨を明確化する。(規則第1条の9)
- (2) 次の用語について整理を行い、家庭養護にふさわしい用語へと見直す。
 - ・小規模住居型児童養育事業所 → 小規模住居型児童養育事業を行う住居(規則第1条の14～第1条の17、第1条の19)
 - ・管理者 → 養育者(規則第1条の16)
 - ・入居定員 → 委託児童の定員(規則第1条の17、第1条の19)

2 小規模住居型児童養育事業の養育者等の基準の見直し

- (1) 小規模住居型児童養育事業を行う住居には、二人の養育者及び一人以上の補助者を置かなければならないとし、当該二人の養育者は、一の家族を構成しているものでなければならぬとする。(規則第1条の14第1項、第2項)
- (2) (1)の定めにかかわらず、委託児童の養育にふさわしい家庭的環境が確保される場合には、当該小規模住居型児童養育事業を行う住居に置くべき者を一人の養育者及び二人以上の補助者とすることができる。(規則第1条の14第3項)
- (3) 養育者は小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者でなければならないとする。(規則第1条の14第4項)
- (4) 養育者の要件のうち、「3年以上児童福祉事業に従事した者」については、「乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において児童の養育に3年以上従事した者」とする。(規則第1条の31)

3 小規模住居型児童養育事業の運営に関する基準の見直し

- (1) 養育者及び補助者(以下「養育者等」という。)は、養育を効果的に行うため、都道府県が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならないとする。(規則第1条の10)
- (2) 養育者等は、委託児童に対し、自らの子若しくは他の児童と比して、又は委託児童の国籍、信条若しくは社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならないとする。(規則第1条の11)
- (3) 小規模住居型児童養育事業を行う住居には、委託児童、養育者及びその家族が、健康で安全な日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならないとする。(規則第1条の15)

- (4) 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に対し、常時適切な養育を行うことができる体制を確保しなければならないとする。(規則第1条の18)
- (5) 養育者は、常に委託児童の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならないとする。(規則第1条の22第2項)
- (6) 委託児童への食事の提供は、当該委託児童について、その栄養の改善及び健康の増進を図るとともに、その日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うことを目的として行わなければならないとする。(規則第1条の23)
- (7) 養育者は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応しなければならないとする。(規則第1条の27第1項)

4 児童相談所の所長の資格要件の追加

児童相談所の所長の資格要件に、「児童虐待の防止のための活動を行う特定非営利活動法人又は社会福祉法人の役員として勤務した期間」がある者を追加する。
(規則第2条第6号、第7号)

第2 里親が行う養育に関する最低基準(平成14年厚生労働省令116号)の一部改正(改正省令第2条関係)

里親による虐待等の禁止の規定について、児童虐待の防止等に関する法律の児童虐待の定義の引用から児童福祉法第33条の10の被措置児童等虐待の定義の引用に改める。(里親が行う養育に関する最低基準第6条)

第3 施行期日及び経過措置

改正省令は、平成24年4月1日から施行する。ただし、改正省令の施行の際現に小規模住居型児童養育事業者である者については、第1の2(4)の改正後の規定は適用せず、なお従前の例によるものとする。(改正省令附則第1項及び第2項)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府 令〕

○銀行法施行規則等の一部を改正する
内閣府令(内閣府一四)

〔府令・省令〕

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令
(内閣府・財務・経済産業二)

○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働五)

○漁業協同組合等の信用事業等に関する命令及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令
(内閣府・農林水産五)

〔省 令〕

○義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令(文部科学一〇)
○国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働四六)

○不動産登記の嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令(同四七)
○東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令(同四八)
○児童福祉法施行規則及び里親が行う養育に関する最低基準の一部を改正する省令(同四九)
○独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一)
○農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令(農林水産二〇)
○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(同二一)
○核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の一部を改正する省令(経済産業二二)

〔告 示〕

○銀行法施行規則第十九条の二第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件
(金融庁二二)
○信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件
(同二三)

○協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九條第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件(同二三)
○金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十六第五号に規定する報酬等に関する事項であつて、最終指定親会社及びその子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が定めるものを定める件(同二四)
○協同組合による金融事業に関する法律施行規則第七十二条第一項の規定に基づき、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九條第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件(同二五)
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、株式会社商工組合中央金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件
(金融庁・財務・経済産業二)

○労働金庫法施行規則第一百七条第一項の規定に基づき、労働金庫法施行規則第一百四十一条第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件(同五)
○漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十九條の二第二項の規定に基づき、同項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項を定める件(金融庁・農林水産九)
○農林中央金庫法施行規則第十二条第六号等の規定に基づき、同令第十二条第六号及び第百十三條第四号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件(同一〇)
○漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十九條の二第一項の規定に基づき、漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件(同一一)
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があつたので公表する件(総務一〇五)
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(同一〇六)
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があつたので公表する件(同一〇七)
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があつたので公表する件(同一〇八)
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(同一九)

(以下次のページへ続く)

○厚生労働省令第四十八号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十八条第一項(同条第十項において準用する場合を含む。)及び第三十三条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十四年三月二十九日
 厚生労働大臣 小宮山洋子

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の一部を改正する省令
 東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令(平成二十三年厚生労働省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

本則を第一号とし、同条に見出しとして「平成二十四年三月三十一日までの間に満了する有効期間に係る特例」を付し、同条の次に次の一条を加える。
 (平成二十四年九月三十日までの間に満了する有効期間に係る特例)
 第二条 東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域(岩手県、宮城県及び福島県の区域に限る。)内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条第二項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。)	同項第二号の期間	同項第二号の期間と十二月間までの期間を合算して得た期間	東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令(平成二十三年厚生労働省令第六十六号)以下の特例省令(以下「特例省令」という。)第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。)
第三十八条第二項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。)	同項第二号の期間	同項第二号の期間と十二月間までの期間を合算して得た期間	東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令(平成二十三年厚生労働省令第六十六号)以下の特例省令(以下「特例省令」という。)第一項の規定により読み替えられた第三十八条第二項(第四十一条第二項において準用する場合を含む。)
第五十二条第二項(第五十条第二項において準用する場合を含む。)	第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間	第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間を合算して得た期間	東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令(平成二十三年厚生労働省令第六十六号)以下の特例省令(以下「特例省令」という。)第一項の規定により読み替えられた第五十二条第二項(第五十条第二項において準用する場合を含む。)

第五十二条第二項(第五十条第二項において準用する場合を含む。)	同項第二号の期間	同項第二号の期間と十二月間までの期間を合算して得た期間	東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令(平成二十三年厚生労働省令第六十六号)以下の特例省令(以下「特例省令」という。)第一項の規定により読み替えられた第五十二条第二項(第五十条第二項において準用する場合を含む。)
第五十二条第二項(第五十条第二項において準用する場合を含む。)	同項第二号の期間	同項第二号の期間と十二月間までの期間を合算して得た期間	東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令(平成二十三年厚生労働省令第六十六号)以下の特例省令(以下「特例省令」という。)第一項の規定により読み替えられた第五十二条第二項(第五十条第二項において準用する場合を含む。)

2 前項の規定は、平成二十四年四月一日から同年九月三十日までの間に前項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間並びに前条の規定の適用を受けて平成二十四年三月三十一日に満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用する。
 附則
 この省令は、公布の日から施行する。
 ○厚生労働省令第四十九号
 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第八項、第十二条の三第二項及び第四十五条の二第一項の規定に基づき、児童福祉法施行規則及び里親が行う養育に関する最低基準の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十四年三月二十九日
 厚生労働大臣 小宮山洋子

児童福祉法施行規則の一部改正
 第一条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。
 第一条の九中「同じ。」が「の下に「養育者の家庭を構成する一員として」を加える。
 第一条の十及び第一条の十一を次のように改める。
 第一条の十 養育者等(養育者及び補助者(養育者が行う養育について養育者を補助する者をいう。以下第一條の十四及び第一條の三十一において同じ。))をいう。以下同じ。は、養育を効果的に行うため、都道府県が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。
 第一条の十一 養育者等は、委託児童に対し、自らの子若しくは他の児童と比して、又は委託児童の国籍、信条若しくは社会的身分によつて、差別的取扱いをしてはならない。
 第一条の十四から第一條の十六までを次のように改める。
 第一条の十四 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居ごとに、二人の養育者及び一人以上の補助者を置くなければならない。
 前項の二人の養育者は、一の家族を構成してはならない。
 前二項の規定にかかわらず、委託児童の養育にふさわしい家庭的環境が確保される場合には、当該小規模住居型児童養育事業を行う住居に置くべき者を、一人の養育者及び二人以上の補助者とすることができ、
 養育者は、当該小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者でなければならない。
 第一条の十五 小規模住居型児童養育事業を行う住居には、委託児童、養育者及びその家族が、健康で安全な日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

第一条の十六 養育者のうち一人は、小規模住居型児童養育事業を行う住居の養育者等及び業務の

管理その他の管理を一元的に行わなければならない。前項の養育者は、この省令の規定を遵守するとともに、当該小規模住居型児童養育事業を行う

住居の他の養育者等はこの省令の規定を遵守させなければならない。第一条の十七中「小規模住居型児童養育事業所」を「小規模住居型児童養育事業を行う住居」に

改め、同条第三号を次のように改める。三 委託児童の定員

第一条の十七第八号中「児童自立生活援助」を「養育」に改める。第一条の十八を次のように改める。

第一条の十八 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に対し、常時適切な養育を行うことがで

きる体制を確保しなければならない。第一条の十九第一項中「小規模住居型児童養育事業所の入居定員」を「小規模住居型児童養育事

業を行う住居の委託児童の定員」に改め、同条第二項本文を次のように改める。小規模住居型児童養育事業を行う住居において同時に養育する委託児童の人数は、委託児童の

定員を超えることができない。第一条の二十一中「小規模住居型児童養育事業者」を「養育者」に改める。

第一条の二十二第一項中「小規模住居型児童養育事業者」を「養育者」に「設備、食器等又は飲

用に供する水については」を「食器その他の設備又は飲用する水について」に改め、同条第二項を

次のように改める。養育者は、常に委託児童の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を

採らなければならない。第一条の二十三を次のように改める。

第一条の二十三 委託児童への食事の提供は、当該委託児童について、その栄養の改善及び健康の

増進を図るとともに、その日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うこ

とを目的として行わなければならない。第一条の二十四中「小規模住居型児童養育事業者」を「養育者」に改める。

第一条の二十五第一項中「小規模住居型児童養育事業に従事する」を削る。第一条の二十六中「小規模住居型児童養育事業所には」を「小規模住居型児童養育事業者は」に、

「処遇」を「養育」に改める。第一条の二十七第一項を次のように改める。

養育者は、その行つた養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適

切に対応しなければならない。第一条の二十七第二項中「前項の必要な措置として、苦情の」を「前項の意思表示への対応のう

ち特に苦情の解決に係るものについては、その」に改め、当該小規模住居型児童養育事業所の」を

削る。第一条の三十一第一項第三号を次のように改める。三 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において児童の養育

に三年以上従事した者。第二条第六号に次のように加える。ハ 児童虐待の防止のための活動を行う特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十

第五十条の二中

第一条の二十九	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置
第一条の三十一第一項		
第一条の三十六		
第一条の三十七		
第一条の三十八		
第四条第一項		

市の市長

第一条の十	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
第一条の二十九	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市
第一条の三十一第一項		
第一条の三十六		
第一条の三十七		
第一条の三十八		
第四条第一項		

の市長

に改める。

（里親が行う養育に関する最低基準の一部改正）

第二条 里親が行う養育に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第十六号）の一部を次のよう

に改正する。第六条中「児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童

虐待」を「法第三十三条の十各号に掲げる行為」に改める。附則

（施行期日）1 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。（児童福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この省令の施行の際現に小規模住居型児童養育事業者である者に係る第一条の規定による改正後

の児童福祉法施行規則第一条の三十一第一項第三号の規定の適用については、なお従前の例による。

○厚生労働省、農林水産省、令第一号 独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基

づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基

づく、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基

づく、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基

づく、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基